

薬生食輸発1120第2号
令和2年11月20日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(コートジボワール産カカオ豆の2, 4-D、スペイン産うるち米(粉を含む。))の
テブコナゾール及びニュージーランド産はちみつのグリホサート)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和2年
11月17日付け薬生食輸発1117第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき
実施しているところである。

今般、コートジボワール産のカカオ豆の2, 4-D及びスペイン産うるち米(粉を含
む。)のテブコナゾールについて、検査命令を解除したことから、令和2年度輸入食品
監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニ
タリング通知の別表第2に下記を追加することとした。

また、ニュージーランド産はちみつの輸入時のモニタリング検査において、食品衛生
法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、ニュ
ージーランド産はちみつのグリホサートに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き
上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対
する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、
製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加することとしたの
で、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和2年 11月20日	コートジボワール	カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(2, 4-D)	
	スペイン	うるち米(粉を含む。)	残留農薬(テブコナゾール)	
	ニュージーランド	はちみつ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(グリホサート)	MANUKA DOCTOR LIMITED